

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年7月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 公の施設の概要

- (1) 名称  
秋田県環境と文化のむら
- (2) 所在地  
南秋田郡五城目町上樋口字山田沢156番地の1
- (3) 設置目的  
本施設は、里山の自然と触れ合い、及びその自然のもたらす恩恵により築かれてきた文化について学習する機会を提供することにより、人と自然との関係について理解を深め、もって県民の環境に関する意識の高揚に資することを目的に設置された施設である。
- (4) 規模等  
敷地面積 51.90ヘクタール
- (5) 主な施設  
自然ふれあいセンター、愛鳥山荘、炊事棟、野鳥観察舎及びその他の施設

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 秋田県環境と文化のむらの利用の促進に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、秋田県環境と文化のむらの管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。（複数の団体が共同企業体を構成することも可）
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次のいずれかに該当する場合を含む。）
  - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
  - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けている団体
  - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
  - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
  - カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含む団体

## 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - ア 指定の期間に係る年度ごとの秋田県環境と文化のむらの事業計画書
  - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
  - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
  - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
  - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
  - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
  - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
  - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
  - コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県生活環境部自然保護課調整・自然環境班（電話番号018-860-1614）

(3) 提出期限

平成30年10月1日（月）午後5時15分まで（必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成30年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成30年7月31日（火）から同年10月1日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、205円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時

平成30年8月30日（木） 午前10時30分

(2) 場所

「秋田県環境と文化のむら」自然ふれあいセンター（南秋田郡五城目町上樋口字山田沢156番地の1）

(3) 説明会への参加申込み

説明会への参加を希望する団体は、平成30年8月24日（金）までに、5(2)に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 秋田県環境と文化のむらの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 管理を行わせる期間の予算総額は、32,135千円を限度とする。

(5) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(6) その他詳細は、募集要項による。

(7) 問合せ先

秋田県生活環境部自然保護課調整・自然環境班

（電話番号018-860-1614 ファクシミリ018-860-3835 E-mail shizenhogoka@pref.akita.lg.jp）